

令和元年 6 月 5 日

## まちづくり委員会資料

令和元年度第 3 回定例会提出予定議案の説明

議案第 7 8 号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 改正概要

参考資料 1 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

参考資料 2 租税特別措置法施行令の一部改正 新旧対照表

まちづくり局

## 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 改正概要

## 1 条例の趣旨

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定に基づき徴収する手数料（別に定めるものを除く）に関し、必要な事項を定めるための条例。

## 2 改正概要

## (1) 租税特別措置法施行令の一部改正に伴う所要の整備

租税特別措置法施行令の一部改正（平成 31 年 3 月 29 日公布、令和元年 6 月 1 日施行）により、同施行令第 20 条の 2 第 9 項（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の個人所得課税の特例について、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく事業の要件に係る規定）及び同施行令第 38 条の 4 第 18 項（優良住宅地等のための土地の譲渡等がある場合の法人課税の特別税率の適用除外措置について、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく事業の要件に係る規定）が加えられたことに伴い、条例において引用している地上階数 4 以上の中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業（特定の民間再開発事業）の要件に係る規定がそれぞれ繰り下げられたため、所要の整備を行う。

## 条例の改正内容（条例第 2 条）

第 288 号（特定の民間再開発事業の認定に関する手数料）

旧	「租税特別措置法施行令第 20 条の 2 第 13 項または第 38 条の 4 第 22 項」
⇒ 新	「租税特別措置法施行令第 20 条の 2 第 14 項または第 38 条の 4 第 23 項」

## (2) 施行期日

公布の日から施行する

川崎市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市手数料条例 昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、<u>第279号</u>の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(1)～(276) 略</p> <p>(277) 道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2第2項の規定により道路管理者が行う同条第1項の規定に基づく特殊車両の通行許可の申請に対する審査 1通行経路につき 200円 <u>(削る)</u></p> <p><u>(278)</u> 海難に関する証明書の交付 1件につき 300円</p> <p><u>(279)～(286)</u> 略</p> <p><u>(287)</u> 租税特別措置法施行令第20条の2第14項又は第38条の4第23項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査 1件につき 31,000円</p> <p><u>(288)～(295)</u> 略</p> <p>第5条 第2条第293号のその他の公文書又は図面の謄本又は抄本の交付その他多額の費用を要するもの及び同条の規定により難しいものについては、その実費に相当する手数料を徴収することができる。</p>	<p>○川崎市手数料条例 昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、<u>第280号</u>の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(1)～(276) 略</p> <p>(277) 道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2第2項の規定により道路管理者が行う同条第1項の規定に基づく特殊車両の通行許可の申請に対する審査 1通行経路につき 200円</p> <p><u>(278)</u> 道路、河川、水路、堤とう敷その他市有地と民有地との境界査定 1件につき <u>1筆600円に筆数が1増すごとに200円を加えた額</u></p> <p><u>(279)</u> 海難に関する証明書の交付 1件につき 300円</p> <p><u>(280)～(287)</u> 略</p> <p><u>(288)</u> 租税特別措置法施行令第20条の2第13項又は第38条の4第22項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査 1件につき 31,000円</p> <p><u>(289)～(296)</u> 略</p> <p>第5条 第2条第294号のその他の公文書又は図面の謄本又は抄本の交付その他多額の費用を要するもの及び同条の規定により難しいものについては、その実費に相当する手数料を徴収することができる。</p>

租税特別措置法施行令の一部改正（平成31年3月29日政令第102号、令和元年6月1日施行）

新旧対照表

新	旧
<p>○租税特別措置法施行令 昭和32年3月31日号外政令第43号 (略) (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例) 第二十条の二 1～8 (略)</p> <p><u>9 法第三十一条の二第二項第八号の三口に規定する政令で定める事業は、同号に規定する裁定申請書に記載された所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第十条第二項第二号の事業に係る同条第一項に規定する事業面積が五百平方メートル以上であり、かつ、当該裁定申請書に記載された法第三十一条の二第二項第八号の三イに規定する特定所有者不明土地の面積の当該事業区域の面積に対する割合が四分の一未満である事業とする。</u></p> <p><u>10～13 (略)</u></p> <p><u>14 法第三十一条の二第二項第十一号に規定する中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業は、地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業で、当該事業が法第三十七条第一項の表の第一号の上欄に規定する既成市街地等又は次項に規定する地区内において施行されるもの（同項第五号に掲げる区域内において施行される事業にあっては、同号に規定する認定集約都市開発事業計画に係る同号イに規定する集約都市開発事業に限る。）であること及び次に掲げる要件（当該事業が都市再開発法第二百二十九条の六に規定する認定再開発事業計画に係る同法第二百二十九条の二第一項に規定する再開発事業（第一号において「認定再開発事業」という。）である場合には、第一号及び第三号に掲げる要件）の全てを満たすものであることにつき、当該事業を行う者の申請に基づき都道府県知事が認定をしたものとする。</u></p> <p><u>15～28 (略)</u> (略)</p>	<p>○租税特別措置法施行令 昭和32年3月31日号外政令第43号 (略) (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例) 第二十条の二 1～8 (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>9～12 (略)</u></p> <p><u>13 法第三十一条の二第二項第十一号に規定する中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業は、地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業で、当該事業が法第三十七条第一項の表の第一号の上欄に規定する既成市街地等又は次項に規定する地区内において施行されるもの（同項第五号に掲げる区域内において施行される事業にあっては、同号に規定する認定集約都市開発事業計画に係る同号イに規定する集約都市開発事業に限る。）であること及び次に掲げる要件（当該事業が都市再開発法第二百二十九条の六に規定する認定再開発事業計画に係る同法第二百二十九条の二第一項に規定する再開発事業（第一号において「認定再開発事業」という。）である場合には、第一号及び第三号に掲げる要件）の全てを満たすものであることにつき、当該事業を行う者の申請に基づき都道府県知事が認定をしたものとする。</u></p> <p><u>14～27 (略)</u> (略)</p>

新	旧
<p>(土地の譲渡等がある場合の特別税率) 第三十八条の四 1～17 (略)</p> <p><u>18 法第六十二条の三第四項第八号の三口に規定する政令で定める事業は、同号に規定する裁定申請書に記載された所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第二項第二号の事業に係る同条第一項に規定する事業面積が五百平方メートル以上であり、かつ、当該裁定申請書に記載された法第六十二条の三第四項第八号の三イに規定する特定所有者不明土地の面積の当該事業区域の面積に対する割合が四分の一未満である事業とする。</u></p> <p><u>19～22 (略)</u></p> <p><u>23 法第六十二条の三第四項第十一号に規定する中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業は、地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業で、当該事業が法第六十五条の七第一項の表の第一号の上欄に規定する既成市街地等又は次項に規定する地区内において施行されるもの(同項第五号に掲げる区域内において施行される事業にあつては、同号に規定する認定集約都市開発事業計画に係る同号イに規定する集約都市開発事業に限る。)であること及び次に掲げる要件(当該事業が都市再開発法第二百二十九条の六に規定する認定再開発事業計画に係る同法第二百二十九条の二第一項に規定する再開発事業(第一号において「認定再開発事業」という。)である場合には、第一号及び第三号に掲げる要件)の全てを満たすものであることにつき、当該事業を行う者の申請に基づき都道府県知事が認定をしたものとする。</u></p> <p><u>24～46 (略)</u> (略)</p>	<p>(土地の譲渡等がある場合の特別税率) 第三十八条の四 1～17 (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>18～21 (略)</u></p> <p><u>22 法第六十二条の三第四項第十一号に規定する中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業は、地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業で、当該事業が法第六十五条の七第一項の表の第一号の上欄に規定する既成市街地等又は次項に規定する地区内において施行されるもの(同項第五号に掲げる区域内において施行される事業にあつては、同号に規定する認定集約都市開発事業計画に係る同号イに規定する集約都市開発事業に限る。)であること及び次に掲げる要件(当該事業が都市再開発法第二百二十九条の六に規定する認定再開発事業計画に係る同法第二百二十九条の二第一項に規定する再開発事業(第一号において「認定再開発事業」という。)である場合には、第一号及び第三号に掲げる要件)の全てを満たすものであることにつき、当該事業を行う者の申請に基づき都道府県知事が認定をしたものとする。</u></p> <p><u>23～45 (略)</u> (略)</p>